

SAP グローバル認定プログラム実施要綱

1. 受験者

- 認定試験受験希望者は、各国で実施している認定試験および認定試験が付属されているトレーニングへの申込みを行うことが必要です。
- 認定試験への受験許可は、SAP の独自の判断において行われます。

2. 試験と個人データ

- SAP は、認定試験範囲を定義、公表しますが、これは SAP によって事前予告なしに変更される場合があります。
- SAP は、認定試験の形式・時間を定義、公表しますが、これは SAP によって事前予告なしに変更される場合があります。
- 認定試験と認定資格はソフトウェアリリース(以下リリース)に依存し、認定試験範囲と認定資格の有効性はその特定のリリースに限定されます。
- SAP は、リリース依存の認定資格の有効期間を制限する権利を留保します。認定の有効期間は、SAP が当該リリースに対するサポートを終了した時点で有効期間終了となります。
- SAP は、提供する認定試験のリリース及びその有効期間について定義します。
- SAP は、個々が保持する既存の認定資格をアップグレードし、後継のソフトウェアのリリースに対し有効な Delta-Certification を行うことがあります。Delta-Certification の受験者は、ベースとなるリリースの認定資格を保持していなければなりません。
また SAP は、Delta-Certification の中で新しいリリース特有の問題と同様に一般的な知識や重要な問題を試験に組み入れる権利を留保します。
- このグローバル認定プログラムを管理する目的にのみ、SAP あるいは関連会社は、適用される制定法のデータ保護規定に従って、個人の データを保管・使用します。受験者は個人情報の取り扱いについて、受験時に電子ファイルで表示される「機密保持規定および利用規約」の中で説明されるデータの保管と使用について同意する必要があります。

3. 試験規則

- 受験者は、少なくとも試験開始 20 分前には会場に到着してください。
受付は試験開始の 20 分前より開始いたします。
- 試験開始後 30 分以上過ぎると受験することはできません。
- 全ての受験者に対して、公平、公正さを保つため、試験開始後退室された場合は、理由の如何に関わらず再入室できません。
- 受験者は、認定試験記録(受験者名簿)に署名しなければなりません。
- 受験者は、認定試験監督に身分証明書の提示をする必要があります。
* 身分証明書は、写真つきのものであれば 1 点、写真のなしものは 2 点の提示が必要です。

(写真あり) 運転免許証、パスポート、外国人登録証、住民基本台帳カード、社員証、
クレジットカードのいずれか一つ

(写真なし) 保険証、社員証、通帳、クレジットカード、キャッシュカード、
住民基本台帳カードの二つ以上

- 受験者は、試験会場への書類、本、辞書、コンピュータ、携帯電話、パーソナルオーガナイザー(PDA)、カメラまたは計算機の持込は許可されません。
- 受験者は、誰にも相談することなく 1 人で試験を完了しなければなりません。いかなる場合にも、特別な補助を受けることはできません。
- 試験時間は決められており、中断や延長をする事はありません。

- 受験者は、認定試験監督の指示に従わなければなりません。
- 認定試験問題は、著作権で保護されています。いかなる部分またはいかなる形式においても、問題を複写、複製、または転用することを禁止します。また第三者に対して転用することを禁止します。
- 受験者が、試験の妨げになったり試験規則に違反したりした場合、受験者はただちに退出させられるものとします。

4. 評価と結果

- 認定試験結果は、SAPによって定義された規則に従って評価されます。
- 受験者は、スコアレポート、認定証で結果を通知されます。
- 合格者には、認定証が送られます。不合格者には、スコアレポートが送付されます。
- 試験結果に対して、質問・疑問等がある場合には、試験結果通知後、3ヶ月以内に申し出を行わなければなりません。SAPは3ヶ月を経過した後に申し出される訴えに対し確認を行う必要はなく、文書を破棄する事ができます。
- SAPは、受験者がどの認定を持ち、又、他の認定の受験資格があるかなどの確認をする為、試験結果をデータベースにて保管します。また、SAPは、認定者が確認できるようにするために、保有データを使用する場合があります。
- 試験の結果は、受験者用のシステムにのみ表示されますので、ご自身でご確認ください。試験結果の確認ができなかった場合は、後日郵送される結果通知にてご確認ください。メールや電話でのお問い合わせはお受けできませんので予めご了承ください。

5. 受験者情報の変更

- 認定者は、住所、氏名、雇用者名やその他の変更があった場合、SAPへ報告を行う必要があります。所定の書面にて認定取得時に登録を行ったSAP関連会社に対し通知しなければなりません。

6. 再試験

- 不合格者は同じ試験を再度受ける事ができます。
- 合格者は同じ試験を再度受けることは許可されません。
- 同一リリースでの試験は3回を超えて受ける事が出来ません。あるリリースにて3回不合格となった場合、次のリリースまで試験を受ける事はできません。
- 2009年10月1日以降の受験者は翌試験日より再受験が可能となります。
- 再試験は、該当認定試験がSAPにおいて提供されている期間内においてのみ、受験可能です。
- 受験者は、再試験について発生するすべての費用を払わなければなりません。
- SAP再試験方針に違反している受験者は、SAPがSAP再試験方針を施行する上で必要または適切であると判断した処置（法的救済を含む）に処せられることがあります。

7. 受験費用

- 受験者は、受験費用を払わなければなりません。
- この受験費用には、試験、評価、合格者には認定証の費用が含まれます。

8. 試験規則の侵害

- 試験規則の重大な侵害が行われた場合、受験者の持つすべての認定は無効になり、その後の受験資格を失います。試験規則を著しく侵害した受験者は、すべての認定証をSAPに直ちに返却しなければなりません。
- 試験規則に軽微な侵害が行われた場合、受験者はその試験について‘不合格’とされます。ただし、再試験の規約に従い、その後再度試験を受ける事ができます。
- 著作権の侵害やその他のSAPに対して不法に損害を与えることは、認定プログラムの侵害と同様にみなされ、試験規則の重大な侵害として扱われます。SAPは、試験規則の侵害が重大であるか軽微であるかについて公平に決定を行う義務に配慮し、該当受験者は理由通知を書面で受け取ります。

9. 法律と裁判管轄地

- 本実施要綱は、本要綱以外で定められたどのような条件も排除することとします。本実施要綱に対する変更又は追加を行うことはできません。SAP が変更又は追加を明示的に拒否しなかった場合でも、それらの変更又は追加に関する SAP の承諾とはなりません。
- 本実施要綱は、ドイツの法律によって定められています。
- ドイツ商法 (Handelsgesetzbuch) の解釈上、相手方当事者が登録取引業者である場合、上記の実施要綱に関連又は起因して両当事者間で生じるすべての紛争の唯一の裁判管轄地は、ドイツのカルルスルーエとなります。

SAP での認定

認定試験は世界各国で行われます。SAP トレーニングと認定の内容は、各国及び各地域で異なることに注意してください。試験登録情報については、[現地の SAP エデュケーショントレーニングセンター](#)に問い合わせるか、または <http://www.pearsonvue.com/sap/> を参照してください。